

旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業
募集要項

令和8年8月

名古屋市

目 次

第一章 事業の概要

1. 事業名称	・ ・ ・ 1
2. 事業目的	・ ・ ・ 1
3. 事業内容	・ ・ ・ 1
4. 事業用地の概要	・ ・ ・ 1
5. 開発事業者の業務範囲	・ ・ ・ 1
6. 開発事業者の費用負担	・ ・ ・ 2
7. 事業スケジュール	・ ・ ・ 2
8. 事務局	・ ・ ・ 2
9. 問い合わせ先	・ ・ ・ 2
10. 関連データ	・ ・ ・ 2

第二章 土地利用条件等

1. 基本方針	・ ・ ・ 4
2. 最低売却価額	・ ・ ・ 4
3. 定期借地契約	・ ・ ・ 4
4. 土地利用条件	・ ・ ・ 4
5. 施設設置・整備の条件・期間及び建築計画	・ ・ ・ 5
6. 施工計画	・ ・ ・ 6
7. 近隣対策等	・ ・ ・ 7
8. 事業実施に係るリスク・責任等の負担	・ ・ ・ 7
9. 注意事項	・ ・ ・ 7

第三章 提案募集への応募

1. 募集・選定方法	・ ・ ・ 9
2. 応募資格等	・ ・ ・ 9
3. 応募の手続き	・ ・ ・ 10
4. その他	・ ・ ・ 15

第四章 開発事業者の決定

1. 評価委員会の設置	・ ・ ・ 17
2. 基本的な考え方	・ ・ ・ 17
3. 審査手順	・ ・ ・ 17
4. 開発事業候補者の選定	・ ・ ・ 18
5. 開発事業者の決定	・ ・ ・ 19
6. 審査結果の公表	・ ・ ・ 19
7. 評価委員等への接触の禁止	・ ・ ・ 19

第五章 契約の締結

1. 契約価額	・ ・ ・ 20
2. 定期借地契約	・ ・ ・ 20
3. 売買契約締結期限	・ ・ ・ 20
4. 売買代金の納付	・ ・ ・ 20
5. 契約保証金	・ ・ ・ 20

6. 売買契約書	・ ・ ・ 20
7. 契約に要する費用の負担	・ ・ ・ 20
8. 応募者及びグループ構成員の変更	・ ・ ・ 21
9. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨	・ ・ ・ 21

第六章 事業実施に関する事項

1. 所有権移転	・ ・ ・ 22
2. 引渡し	・ ・ ・ 22
3. 土地の所有権移転登記	・ ・ ・ 22
4. 建物の登記	・ ・ ・ 22
5. 施設の工事着手	・ ・ ・ 22
6. 施設の工事完了	・ ・ ・ 22
7. 計画の変更	・ ・ ・ 22
8. その他	・ ・ ・ 22

○様式

様式 1	参加表明書
様式 2	代表者等名簿
様式 3	承諾書（定期借地契約）
様式 4	承諾書（土壌汚染及び地下埋設物）
様式 5	参加表明書変更届
様式 6	質問書
様式 7	開発事業者申込書
様式 8	誓約書
様式 9	設計説明書
様式 10	資金等計画書
様式 11	購入希望価額
様式 12	開発事業者協定書
様式 13	開発事業者申込辞退届
参考様式 1	売買契約書
参考様式 2	工事着手届
参考様式 3	工事完了届

○関連資料

資料 1	物件説明書
資料 2	付近見取図
資料 3	測量図
資料 4	配置図
資料 5	定期借地契約について

○別添資料

資料 1	施設平面図・施設立面図
資料 2	土壌調査・試掘調査結果報告書
資料 3	石綿調査報告書

第一章 事業の概要

1. 事業名称

旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業

2. 事業目的

中村区太閤（以下、「笈瀬本通」という）の中心に位置する旧牧野公設市場は、市民へ食料品等の供給に資するとともに、笈瀬本通商店街の賑わいの中心として存在していましたが、出店者の撤退により令和 3 年 4 月に公設市場は廃止となり、併設されていた市営笈瀬荘についても令和 7 年 3 月に廃止となりました。

そうした状況の中、地域の方々から公設市場の跡地については、買い物、医療、子育て支援など地域住民の生活利便性の向上や、名古屋駅からの人流の創出を図って欲しいとの要望をいただきました。

そこで、本市としては、土地の売却に際して、地域の方々の要望を踏まえ、跡地活用にかかる提案を広く募集することとしました。

3. 事業内容

市は、公募型プロポーザルにより開発事業者を決定します。開発事業者は本市と土地及び建築物等の売買契約を締結し、買受けを行い、事業の趣旨に沿った施設の設置・整備を実施してください。

4. 事業用地の概要（詳細は関連資料 資料 1 「物件説明書」を参照してください。）

（1）土地

所在：中村区太閤三丁目 714 番 面積：759.61 m² 地目：宅地

（2）建築物

構造：鉄筋コンクリート造 地上 5 階建 床面積：1,641.35 m² 建築時期：昭和 44 年

5. 開発事業者の業務範囲

（1）事業用地及び建築物等の購入

本市が売却する敷地及び現存する建築物等を購入し、事業を実施してください。

（2）施設の整備等

① 笈瀬本通及びその周辺の魅力向上及び賑わいの創出をする施設の設置・整備
下記「第二章 土地利用条件等」を参照し、自らの費用で上記 2 にて示した地域の方々の要望に合った施設の設置・整備をし、運営するとともに適切な維持管理及び修繕を行ってください。

② 現存する建築物等の除却

事業用地内に現存する建築物等の除却が必要な場合については、開発事業者の負担と責任において適切に行ってください。

（3）各種申請・手続き等

開発事業者は、事業実施に当たり必要な各種の申請・手続きが必要な場合は資料の作成、申請・手続き等を行うこととします。

また、事業実施にあたり必要な許認可、免許取得、関係機関協議等については、開

発事業者の責任と費用負担で行ってください。

6. 開発事業者の費用負担

本事業における、開発事業者の費用負担は以下のとおりとします。

- ・開発事業者は、敷地・建築物等の購入費用を負担する。
- ・開発事業者は、事業用地内に現存する建築物等の除却が必要な場合については、当該物件の除却に係る費用を負担する。
- ・開発事業者は、施設等の整備に係る費用を負担する。
- ・開発事業者は、地下埋設物の撤去・汚染土壌の対策に必要な費用を負担する。
- ・開発事業者は、施設の運営・維持管理・修繕業務に係る費用を負担する。

7. 事業スケジュール

募集要項公表から売買契約締結までのスケジュールは、概ね以下の事業スケジュールのとおりです。

8. 事務局

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

9. 問い合わせ先

(1) 事業全般及び旧牧野公設市場について

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5 階）

電話 052-972-2429 FAX 052-972-4138

E-mail : a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp

(2) 旧笈瀬荘に関することについて

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局住宅部住宅整備課（名古屋市役所西庁舎 5 階）

電話 052-972-2910 FAX 052-972-4172

E-mail : a2910@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

10. 関連データ

名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) にて、以下の情報を公開しています。

○本募集要項、様式等

トップページ>事業向け情報>募集情報>その他の募集>経済局からのお知らせ>
旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業の提案募集

(事業スケジュール)



※上記のスケジュールはあくまで現時点の予定であり、変更となる可能性があります。

第二章 土地利用条件等

1. 基本方針

事業趣旨及び地域の要望を十分に理解し、笈瀬本通並びにその周辺地域の魅力向上及び賑わいを創出することを目指し、下記の土地利用条件に示す施設の整備を実施してください。

なお、本事業においては、既存建築物の越境に伴う定期借地契約及び軽微な越境の取扱いが事業条件となるため、これらを踏まえた計画としてください。

2. 最低売却価額

269,817,271 円以上とします。

3. 定期借地契約

建築物の耐震フレームの一部が隣地（東海旅客鉄道(株)（以下「隣地所有者」といいます。）所有地）へ越境しています。

このため、開発事業候補者に決定した後、隣地所有者との定期借地契約の締結が必要です。当該定期借地契約の具体的な条件（目的、期間等）については、隣地所有者の意向により、開発事業候補者として選定された後でなければ協議・確認することができません。このため、定期借地契約の具体的内容に関する質問については、開発事業候補者決定以前には受け付けることができませんので、あらかじめご理解ください。

なお、応募手続きの流れ等、本市が説明可能な一般的事項については、募集要項に定める質問期間内において対応します。

(1) 既存建築物を活用する場合

既存建築物の利用に必要な期間を対象とした契約となります。契約終了時には、占有部分の既存建築物を撤去し、更地で返還する必要があります。

(2) 既存建築物を解体する場合

既存建築物の解体等により越境が解消されるまでの間を対象とした契約となり、通常は比較的短期間の契約となることが想定されます。

開発事業候補者へ選定された後、開発事業候補者は隣地所有者に対して定期借地契約の申込を行い、条件協議の上、定期借地契約締結の可否について審査を受けるものとします。隣地所有者の審査の結果、定期借地契約の締結が可となる場合に、開発事業者として決定されます。本事業の申込を行う場合は、この条件についての「承諾書（定期借地契約）（様式 3）」の提出が別途必要です。

なお、隣地所有者との協議の結果、提案内容の実現が困難となる場合もしくは審査結果が不可の場合は開発事業者に決定されず、名古屋市と売買契約を締結できません。この場合、本市は一切の責任を負わず、応募に要した費用の補償は行いません。

4. 土地利用条件

(1) 1 階部分を中心とした活用

事業用地については、地域の方々から買い物、医療、子育て支援など地域住民の生活利便性の向上や、名古屋駅からの人流の創出を図って欲しいとの要望をいただいています。

このため、本物件においては地域ににぎわいをもたらす商業・サービス施設を導入することとします。具体的には、以下の要件を満たす計画としてください。

- ・建築物の 1 階部分を中心に、下記の①または②の機能を持ったにぎわい創出施設を設けること。

- ① 近隣住民の日常利用、利便性向上に資する小売店舗や生活利便施設
- ② 来街者の増加や滞在時間の延長を促し、名古屋駅方面から箕瀬本通商店街周辺への人流を生む集客施設
- ・当該施設の面積は自由に設定できるものとし、規模及び配置は周辺需要や運営の実効性を踏まえた計画とすること。
- ・当該施設について、施設の供用開始日から 5 年間、計画書記載の内容を継続すること。

(2) その他の部分及び敷地全体の活用

建築物の上記(1)以外の部分及び敷地全体の活用については、関係法令を遵守したうえで開発事業者の提案に基づき、多様な用途の導入を可能とします。用途については開発事業者の創意工夫により柔軟に計画することができます。

ただし、以下の観点を踏まえた計画であることが望ましいものとします。

- ・地域の魅力向上や地域商業に寄与するもの。
- ・にぎわい創出施設との連携や相乗効果が期待できること。
- ・周辺の景観、居住環境および交通環境との調和に配慮すること。

(3) 要望事項

施設完成後、上記(1)及び(2)の運営にあたっては、地域の団体(学区連絡協議会、まちづくり協議会、商店街振興組合、町内会等)の活動に協力すること。

5. 施設設置・整備の条件・期間及び建築計画

(1) 施設設置・整備の条件・期間

ア 設置・整備の条件

上記「4. 土地利用条件」に合致する施設を設置・整備してください。特に1階部分のにぎわい創出施設については、施設の供用開始日から5年間継続しなければならないことに留意してください。

また、既存建築物の活用又は解体の別に応じて、越境への対応及び定期借地契約の内容を踏まえた計画としてください。

イ 設置・整備する計画期間

開発事業者は契約締結後原則1年以内に工事に着手することとし、契約締結から6か月経過後速やかに、設計の進捗状況及び施工体制の確保状況について本市に報告してください。

また、原則令和13年度末までの施設完成を条件とします。

ウ その他

施設設計や建設に当たっては、日影や騒音、視線等に留意するなど近隣・地域に配慮してください。

(2) 建築計画における条件など

ア 計画作成にあたっては、周辺地域の住民の住環境に配慮した計画としてください。

イ 次の用途に関する特約を付します。

・風俗営業等の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途での使用を禁止します。

・公序良俗に反する用途の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある

団体等に指定されているものを利する用途に利用するなど、公序良俗に反する用途での使用を禁止します。

ウ 談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。

エ 契約条件の履行状況を把握するため、本市は随時に売払物件を実地調査し、又は開発事業者に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、開発事業者にはこれに協力するものとします。

オ 開発事業者は上記「3. 定期借地契約」で示すとおり、隣地所有者と定期借地契約を必ず締結し、定期借地契約の内容を順守してください。

(3) 特約に違反した場合の違約金等

上記「(1) 施設設置・整備の条件・期間」、「(2) 建築計画における条件など」及び「6. 施工計画」に違反した場合は売買代金の1割相当額の違約金を徴するとともに、本市は契約を解除できることとします。また、当該条件等は、本件土地の譲渡後においても承継されるものとします。

上記に基づき本市が契約を解除した場合、開発事業者は本市の指定する形状に復元して返還することとし、復元に要する費用は開発事業者の負担とします。

(4) 関係法令等の遵守

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）、名古屋市駐車場条例（昭和34年条例第9号）、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号）、その他関連法令を遵守してください。

6. 施工計画

工事にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等を遵守し、安全や環境に配慮した施工計画とすること。
- (2) 公的機関（道路管理者、交通管理者、愛知県公安委員会、名古屋市消防局、名古屋市上下水道局、学校等）、本市と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
また、周辺公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議のうえ、開発事業者の負担により復旧すること。
- (3) 近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう低振動・低騒音工法の採用や散水などの対策を十分に講じること。やむを得ず損害等が生じた場合は、開発事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- (4) 工事説明会を行うとともに常に近隣住民と十分に調整し、工事時間については、近隣住民の生活に配慮した時間帯とすること。
- (5) 工事車両の進入にあたっては、交通整理員を適切に配置するなど、安全管理を徹底すること。
- (6) 工事に伴って周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切にその対策工事を実施すること。
- (7) 工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切な対策を講じること。
- (8) 工事期間においては、夜間の周辺地域の安全性に配慮して防犯灯を適切に設置すること。
- (9) 工事に着手した後は、正当な理由なく工事を中断しないこと。

- (10) 本市は必要に応じ、工事の進捗状況について報告を求めることができる。この場合、開発事業者は速やかにこれに応じなければならない。

7. 近隣対策等

近隣住民等に対して説明会を行うとともに、道路管理者等と十分に事前協議を行い、施設の設置・整備を進めてください。建築物及びその他工事に伴う騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、電波障害、日影、風害、その他近隣対策等については、近隣住民と良好な関係を保つよう、開発事業者の責任において対策を行うとともに、苦情等があった場合には、早急かつ誠実に対処してください。

8. 事業実施に係るリスク・責任等の負担

本事業の実施にあたって、次の事項については開発事業者の負担とします。

- (1) 提案事業の企画、設計及び建設に係るリスク・負担等
 - ア. 提案内容に起因する損害
 - イ. 計画内容及び建築工事に係る近隣への説明等の対応
 - ウ. 設計変更、工期延長、建築費用の増加等（法令改正、金利上昇、天変地変等による不可抗力の場合等、本市及び事業者のいずれにも責めのない場合を含む。）
 - エ. 提案事業の公租公課、維持管理及び修繕業務に係る費用負担
 - オ. 事業者の破綻に関するリスク、事業者の構成企業の破綻に関するリスク
- (2) 土地購入に関するリスク・責任等
 - 土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財等、本公募実施時点において本市が確認できていなかった瑕疵により事業者が受けた損害
- (3) 既存施設及び提案施設の解体撤去に係るリスク・責任等
 - ア. 解体撤去（一般及び産業廃棄物処分を含む）に伴う費用及び損害
 - イ. 解体撤去に係る近隣への説明等の対応
 - ウ. 有害物が存在した場合の解体撤去に係る費用及び損害
- (4) その他提案内容の実現に必要な関係者等との一切の対応

9. 注意事項

- (1) 事業用地は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、当該地上の建築物（設備等を含む）、工作物（フェンス、万代堀基礎、舗装など）、樹木などを含むものとし、越境している箇所についても現状有姿のまま引き渡すこととなります。本市は、これらの既存建築物、工作物等の撤去費用を負担しません。
- (2) 建物は未登記です。撤去せず使用する場合には、保存登記が必要となります。
- (3) 電気・上下水道・ガス等の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設、車両乗り入れ施設の設置及び埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は、原則として開発事業者の負担となります。詳細については関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。
- (4) 土壌汚染・地下埋設物について
 - ア. 事業用地の敷地において、令和 7 年度に土壌汚染及び地下埋設物調査を実施しています。土壌汚染については、基準を超える物質は見つかっていません。地下埋設物については、コンクリートガラ、陶器管くずが見つかっています。本事業に申込みをされる前に必ず別添資料 資料 2「土壌調査・試掘調査結果報告書」の内容を確認してください。

イ 申込みを行う場合は、「承諾書（土壌汚染及び地下埋設物）（様式 4）」の提出が別途必要です。承諾していただく内容は次のとおりです。

- ・土壌の入換え・撤去を行う場合には買受人の負担において実施すること。
- ・埋設物の撤去を行う場合には買受人の負担において実施すること。
- ・土壌調査・試掘調査結果報告書にはない土壌汚染及び地下埋設物が発見された場合においても、本市に対し撤去費用等の請求を行わないこと。

ウ 契約書に土壌汚染・地下埋設物に係る確認事項として別途条項が定められています。売買契約書第 9 条の 2 をご覧ください。

(5) 本件土地の改変時には土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年条例第 15 号）による届出が必要となる場合があります。詳しくは、名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（052-972-2677）へお問い合わせください。

(6) 本建物の一部にアスベストを含む建材があります。（別添資料 資料 3「石綿調査報告書」参照）

(7) 越境に関する事項

ア. 隣地所有者との定期借地権締結が必要な耐震フレームの一部の越境について、越境している面積は約 9 m²です。当該越境については、既存建築物の解体により解消することが可能です。

イ. 本件土地においては、上記耐震フレームの一部の越境の他に、以下の軽微な越境が存在します。（関連資料 1 物件説明書 越境関係図参照）

(ア) 万代堀基礎の一部が隣地へ越境している箇所

(イ) 隣地建物の屋根及び雨どいの一部等が本件土地へ越境している箇所

これらの軽微な越境については、いずれも既存建築物の解体時に当該越境を解消することを内容とする覚書が締結されており、現時点において紛争等は生じていないため、当該覚書の内容は開発事業者へ引き継がれるものとします。開発事業者が既存建物の解体を伴わない提案を行う場合には、これらの越境の取り扱いについて、当該隣地の所有者と協議して対応してください。

また、開発事業者が既存建築物の解体する場合は、当該覚書の内容に基づき、適切に越境の解消を行うものとします。

ウ. 本件土地の越境について、越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載しています。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります）。越境の取り扱いについては原則として当事者間の協議に委ねますが、既存の覚書の内容及び本市が把握している経緯について必要な情報提供を行います。

(8) 物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。

第三章 提案募集への応募

1. 募集・選定方法

本事業の目的達成に向けて、提案施設の設計・建設に関して実績と柔軟かつ高度な発想力や技術力などを持ち、管理・運営に関する豊富な経験や幅広い知識を有しているかについて、総合的に評価する必要があるため、「公募型プロポーザル方式」により事業者を選定します。

なお、本事業においては、隣地所有者との定期借地契約の締結が必要であり、当該契約の条件は、開発事業候補者選定後の協議により決定されるため、提案内容の実現性については当該協議結果により影響を受ける場合があります。応募者は、これらの特性を十分に理解した上で応募してください。

2. 応募資格等

(1) 応募資格

応募者は法人又は複数の法人で構成されるその共同体（以下、「グループ」という。）とし、個人での応募は認めません。グループを結成して応募する場合は、構成員の中から代表となる法人を代表構成員として定めることとします。代表構成員は、事業提案書等の提出、本市との連絡等、応募に係る一切の手続きを行い、かかる手続きに関して全ての責任を負うものとします。また応募者は次に示す要件に該当する者であることとします。グループ応募の場合は、全ての構成員が該当する者であることとします。

①	国税、地方税その他公租公課について滞納がないこと。（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
②	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
③	施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
④	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、名古屋市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
⑤	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、名古屋市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
⑥	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が同時に本募集に応募しようとししない者であること。
⑦	募集公表の日から整備事業予定者決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、募集公表の日から整備事業予定者決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

⑧	募集公表の日から整備事業予定者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
---	---

※開発事業候補者決定までの間に、応募者（グループを結成して応募する場合は当該応募者を含むグループ）が上記①～⑧の応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、当該応募者（グループ）は応募資格を失うものとします。また、開発事業候補者決定後に当該事実が判明した場合は、その決定を取り消すものとします。

次に示す事項に該当する場合、当該応募者は応募資格を失うものとします。グループを結成して応募する場合は、いずれかの構成員が該当すれば応募資格を失うものとします。

- ・申込みに必要な書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合
- ・受付期間内に必要な書類を提出しなかった場合
- ・本要項に違反すると認められる場合
- ・その他不正な行為を行ったと認められる場合

（２）応募の制限

- ア 1 つの法人及びグループが複数の案で申し込むことはできません。
- イ 1 つの法人が複数のグループの構成員に重複してなることはできません。
- ウ 「開発事業者協定書（様式 12）」提出後のグループ構成の変更は、原則できません。

３．応募の手続き

（１）現地確認・説明会の開催（任意）

応募を希望される事業者は、現地確認・説明会に参加していただくことができます。任意参加としますが、本事業における定期借地契約や越境の取扱い等の重要事項について確認・説明を行いますので、可能な限り参加することを推奨します。

ア 開催日時

令和 8 年 9 月 4 日（金）午前 10 時 00 分

イ 開催場所

中村区太閤三丁目 714 番（現地）

ウ 申込方法

- ・説明会参加を希望する法人又はグループ名、担当者の氏名・連絡先、参加人数を記入の上、電子メールにて送信してください。参加人数は、希望する法人及びグループにおいて最大 3 名までとします。
- ・件名：旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業（説明会）法人名〇〇〇
- ・E-mail：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp
- ・申込期間：令和 8 年 8 月 7 日（金）～令和 8 年 9 月 2 日（水）

（２）質問の受付

質疑趣旨を文書にて簡潔にまとめ、下記により事務局あてに提出してください。

ア 提出方法

- ・「質問書（様式 6）」に質問事項を記入の上、電子メールに添付して送信してください。

- ・件名：旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業（質問）法人名〇〇〇
- ・E-mail：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp

イ 受付期間

令和8年8月7日(金)～令和8年9月18日(金)

ウ その他

グループを結成して参加表明をする場合は、代表構成員が送信してください。

(3) 質問への回答

質問書を提出した者全員（グループの場合は代表構成員）に、全質問事項とその回答を電子メールで送信します。なお、質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理のうえ回答します。

ア 回答日

令和8年9月30日(水)

イ 回答の受領確認

回答を受領後、速やかにその旨を下記のとおり電子メールにて事務局あてに返信してください。

- ・件名：旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業（回答受領）法人名〇〇〇
- ・E-mail：a2429@keizai.city.nagoya.lg.jp

ウ 留意事項

- ・回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。
- ・提案内容の是非、事前の審査に該当するような質問については、回答を行いません。
- ・上記「(3) 質問の受付」以外の期間、方法で募集要項に関する質問があっても、回答を行いません。

(4) 参加表明書等の提出

応募を希望される事業者は、参加表明書に所要事項を記入し、下記により事務局へ提出してください。なお、参加表明書等の提出は応募のための要件とするものであり、応募を義務付けるものではありません。

ア 提出書類

必要書類	作成様式等	提出部数	
		正本	副本
① 参加表明書	様式 1(グループを結成して参加表明する場合は、グループ構成員表(様式 1-2)も添付)	1 部	1 部
② 代表者等名簿	様式 2 ※本市は、暴力団関係事業者の排除措置として、応募者が排除措置の対象となるか否かを愛知県警察に照会しています。		
③ 法人概要	パンフレット等		
④ 事業実績	パンフレット等		
⑤ 財務諸表	「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュフロー計算書(作成している法人のみ)、注記等の写し		

	※直近 3 期分 ※有価証券報告書を提出している場合は 該当箇所の写しと独立監査人の監査証明 の写し ※連結財務諸表作成会社については、連結 財務諸表、単体財務諸表		
⑥ 承諾書（定期借地 契約）	様式 3		
⑦ 承諾書（土壌汚染 及び地下埋設物）	様式 4		

※グループを結成して参加表明する場合は、全ての構成員についての②から⑦の書類を提出してください。

イ 提出方法

- ・提出する前日までに事務局と電話で提出日時を調整し、事務局まで持参して提出してください。
- ・グループを結成して参加表明する場合は、代表構成員がグループを構成する全法人の必要書類をとりまとめて提出してください。
- ・各提出書類は片面印刷し、①～⑦をA4フラットファイルに綴じて提出してください。副本は正本の写しを提出してください。

ウ 受付期間

- ・令和8年8月7日(金)～令和8年10月30日(金)（ただし、土・日曜日、祝日を除きます）
- ・午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

エ 留意事項

- ・参加表明書の提出から応募図書等の提出までの間に、「単独応募で参加表明した法人が代表構成員となり、グループを結成して応募に変更する場合」、「グループ応募で構成員を変更する場合」及び「グループ応募の代表構成員が単独応募に変更する場合」は、「参加表明書変更届（様式 5）」を提出してください。
- ・新たに構成員となる法人がある場合は当該法人について、②～⑦の書類とあわせて事務局に持参し提出してください。なお、代表構成員の変更はできません。
- ・グループの構成員が単独応募となるような変更や、構成員が代表構成員となって新たにグループを結成することはできません。
- ・参加表明書提出以降、開発事業者決定までは法人名等は公表しません。
- ・関係書類について、不明な点は事務局にお問い合わせください。
- ・必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。
- ・提出書類に不備等を見つけた場合は、事務局から連絡します。

(5) 応募図書等の提出

応募を希望される事業者は、次の書類を下記の受付期間内に事務局へ提出してください。

ア 提出書類

提出書類	作成様式等	提出部数	
		正本	副本

開発事業者申込書等	① 開発事業者申込書	様式 7 (グループで申し込む場合は、グループ構成員表 (様式 7-2) も添付)	1 部	1 部
	② 履歴事項全部証明書	発行後 3 ヶ月以内のもの		
	③ 印鑑証明書	発行後 3 ヶ月以内のもの		
	④ 納税証明書	法人税と消費税及び地方消費税納税証明書 (その 3 の 3)、名古屋市税の滞納のないことの証明書		
	⑤ 誓約書	様式 8		
事業提案書	⑥ 提案する施設と類似する開発等の実績を示す書類	A 3 横版 1 枚程度 (様式自由) ※過去において実績がある場合は、時期・規模・金額・関わり方 (企画開発、所有・賃借、施設運営等) などが分かるもの	1 部	10 部
	⑦ 計画提案書	A 3 横版 5 枚以内 (様式自由) 次の項目について、計画上の考え方を簡潔に示してください。特にアピールしたい点等があれば、その点も踏まえ提案してください。 【事業概要】 ア. 企画提案の基本的な考え方 (基本方針・開発コンセプトなど) イ. 全体計画の概要、提案施設概要 ウ. 周辺への波及効果 エ. 周辺への配慮事項 (日影、騒音、自動車の出入り等) 【事業運営に関すること】 ア. 法人の運営能力・実績 ・法人の経営理念、基本方針、体制 ・財務の安定性 イ. 事業計画 ・事業実施体制、事業スケジュール		

	⑧ 設計説明書	様式 9 および添付書類		
	⑨ 工程表	A 3 横版 1 枚（様式自由） 設計、工事着手、工事完了及び供用開始予定時期を明記した工程表を作成してください。		
	⑩ 資金等計画書	様式 10 施設共用までに必要となる費用とその調達先を記入してください。		
価格提案書等	⑪ 購入希望価格 ※グループ応募の場合は、代表構成員が記入してください。	様式 11 購入希望価格は、「第二章 土地利用条件等 2. 最低売却価格」に定める最低売却価格以上としてください。最低売却価格未満の場合には失格となります。	1 部	1 部
	⑫ 開発事業者協定書	様式 12（グループで応募する場合のみ）		
	⑬ 融資関心表明書等	資金計画において、借入先として想定している金融機関等からの関心表明書等がある場合はその写し		

※文字サイズは 10 ポイント以上とし、指定様式以外の様式は自由とします。

イ 留意事項

- (ア) 評価は応募者が特定できない方法で行いますので、様式の指定部分以外には応募者名やマーク等、応募者を特定できるような内容は記載しないでください。
- (イ) 事業協力者等を事業提案書の提案内容の中で記載することは可能とします。
- (ウ) 副本は正本の写しを提出してください。審査は、応募者名が特定できない方法で行いますので「事業提案書」の副本は法人が特定できる情報（法人名等）は黒塗り等で抹消してください。また、「⑦計画提案書」、「⑧設計説明書」には法人名や既存施設名などを表示しないでください。
- (エ) 片面カラー印刷とし、A3 横フラットファイルに綴じ、それぞれにインデックスを付けてください。ただし、ページ番号は付けず、ホチキス綴じはしないでください。
- (オ) ⑦計画提案書、⑧設計説明書、⑨工程表、⑩資金等計画書の電子データを記録した CD-R 又は DVD-R を 1 部提出してください。データのファイル形式は原則として PDF 形式としてください。PDF 形式のデータについては、印刷したものをスキャナーで画像として取り込んで PDF 化しないでください。また、セキュリティの設定はしないでください。
- (カ) 必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。
- (キ) グループを結成して申し込む場合、②から⑤については構成員ごとに準備した上、代表法人がとりまとめて、その他の必要書類とあわせて提出してください。

ウ 提出方法

提出する前日までに事務局と電話で提出日時を調整し、事務局まで持参して提出してください。

エ 受付期間

- ・令和8年11月2日(月)～令和8年11月13日(金)（ただし、土・日曜日、祝日を除きます）
- ・午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

(6) 応募の辞退

開発事業希望者は、参加表明書等の提出以降、提案募集への申込みを辞退する場合は、開発事業者申込辞退届（様式13）を令和8年11月13日(金)まで(必着)に事務局へ郵送または持参により提出してください。

4. その他

- ・応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。
- ・応募図書の作成のため事務局が提供した資料は、事務局の了解なく他の目的で公表、使用することを禁じます。
- ・応募者から事務局に提出された応募図書等は返却しません。応募者が提出した提案書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、本事業の範囲において公表・展示するとき、その他本市が必要と認めるときは、本市は無償で利用できるものとします。
- ・受付期間以降は、事務局からの指示があった場合を除き、応募図書等の差し替え及び再提出は認めません。
- ・参加表明書等の提出以降、法人名、所在地、代表者及び役員に変更があったときは、速やかに事務局に届け出てください。
- ・募集要項、様式等に変更がある場合は、ウェブサイトに掲載します。参加表明書の提出後に変更があった場合は、ウェブサイトに掲載するとともに、参加表明した者全員（グループの場合は代表法人）へ電子メールによりお知らせします。ただし、「開発事業者申込辞退届（様式13）」の提出があった場合には、それ以降は当該届出をした法人（グループ含む）にはお知らせしません。
- ・応募者が提出した提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずることもあります。
- ・本事業に関して使用する言語及び通貨は日本語及び円、基本単位はメートル法とします。
- ・本市が配布する資料等は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

第四章 開発事業者の決定

1. 評価委員会の設置

事業者の評価を公平かつ適正に実施するため、外部委員で構成する「旧牧野公設市場・旧笈瀬荘跡地活用事業 事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置します。

なお、評価委員会の委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、審査結果の発表までは公表しません。評価委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、議事内容も非公開とします。

2. 基本的な考え方

本事業における事業者選定は、次の２段階により行います。

第一段階として、評価委員会において提案内容等に対して総合的な評価を行い、最優秀提案者を開発事業候補者として選定します。

第二段階として、開発事業候補者は隣地所有者との定期借地契約に係る協議を行い、当該契約の締結が可能と認められた場合に、本市が開発事業者として決定します。

開発事業候補者が隣地所有者との定期借地契約に係る協議の結果、契約締結に至らない場合又は提案内容の実現が困難と認められる場合には、本市は当該開発事業候補者の決定を取り消すことができるものとします。

この場合において、本市は次点提案者を繰り上げて開発事業候補者とし、同様の手続きを行うものとします。

応募者が１社であっても審査を行うこととし、審査の結果「最優秀提案者なし」とする場合があります。

3. 審査手順

(1) 事務局等による資格審査

ア. 事務局（経済局商業・流通部地域商業課）が、提出書類の不備等の確認、応募者が応募資格等の条件を満たしているかの確認・調査、本要項に定める条件等を満たしているか等の確認を行います。

イ. 確認の結果、必要な書類が添付されていない場合、応募資格を満たさない場合、本要項に定める条件を満たしていない場合又は計画が法令に明らかに違反している場合については、その旨を評価委員へ報告します。なお、記載ミス等の軽微な事項については、応募者に修正・手直しを指示します。

ウ. 応募資格がないと認められた場合

上記「ア. 事務局等による資格審査」で応募資格がないと認められた応募者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、当該応募者が応募した書類の審査は行いません。なお、通知を受けた応募者は、以下の通り無資格理由について説明を求めることができます。

(ア) 通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して７日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

(イ) 書面に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる末日の翌日から起算して１０日以内に、その説明を求めた応募者に対して書面により行います。

(2) 計画審査

評価委員が各提案内容について評価し、評価点を付します。

なお、提出された計画等が重大な法令違反となる場合や財務の安定性を著しく欠く場

合、施設の条件を充たしていない等により、提出された計画では実現不可能であると本市が判断したときは、失格とします。

ア. 評価点

提案内容の審査は100点満点です。評価委員は、下記の表に基づき、応募者の提案内容について評価します。評価委員のいずれかが売買価格点を除いた80点のうち、48点未満の点数を与えた応募者は、最優秀提案者及び次点提案者になることができません。すべての応募者が最優秀提案者になることができないときは、本市は、最優秀提案者に該当するものがないと決定し、この募集を終了します。

なお、評価は提案内容に基づき行うものであり、隣地所有者との定期借地契約の成立可否については、本審査とは別の手続きとして扱います。

評価項目		評価点	評価の視点
提案内容		20 建築計画	・近隣住民の日常利用または来街者の訪問を促す施設となっているか ・周辺環境との調和に配慮されているか
	1階を中心とした部分の活用	20 運営計画	・にぎわい創出施設の運営主体（法人・組織）が明確であり、実績又は具体的体制が示されているか ・平日昼間を含め、継続的な人の滞留・利用が見込まれる計画となっているか ・収支見込みについて、事業性及び継続性の観点から妥当な検討がなされているか。
	その他の部分及び敷地全体の活用	10	・地域商業の活性化に寄与するものか ・1階部分の活用と相乗効果を生む提案内容か ・周辺環境との調和に配慮されているか
事業実施体制等	実施体制	15	・代表企業、構成企業の役割分担及び責任分担、連携、協力、補完体制、本市との窓口等が明確になっているか ・財務、経営状況は十分でありかつ安定しているか
	実現性・リスク管理	15	・安定的かつ効果的な実現性の高い提案となっているか。 ・適切な資金計画及び収支計画となっており、具体的な項目と積算根拠が示されているか。 ・想定される事業リスクを分析した上で、具体的かつ適切なリスク防止策や対応策が示されているか。
価格	売買価格	20	・売買価格の金額に応じて評価 提案価格÷最高提案価格×配点（20点） （小数点以下切り捨て）
計		100	

イ プレゼンテーション

計画審査に際し、提出内容についてのプレゼンテーションを実施します。

- ・プレゼンテーションは令和8年12月頃を予定しています。正式な日時及び場所は別途連絡します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
- ・説明資料は、提出された⑦計画提案書、⑧設計説明書、⑨工程表、⑩資金等計画書に限定し、追加資料の配布等は禁止します（ただし、事務局が追加資料を求める場合は除く）。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は、応募意思がないものとみなして失格とします。
- ・応募者が多数の場合は、⑦計画提案書、⑧設計説明書、⑨工程表、⑩資金等計画書による事前採点を行い、上位5者に絞り込んでプレゼンテーションを実施し、評価することとします。

4. 開発事業候補者の選定

(1) 審査結果等

提出書類を評価委員が評価し、最高得点を得た応募者を開発事業候補者として本市が決定します。最高得点の応募者が同点で複数ある場合には、「一階を中心とした部分の活用」の得点が最も高い応募者を、最高得点を得た応募者とします。さらに「一階を中心とした部分の活用」の得点も同点の場合は、再度各選定委員から意見を聴き、順位を決定することとします。

審査の結果、以下のいずれかに該当する応募者は優先交渉者として選定しません。

- ・計画審査の評価点が5割に満たない応募者
- ・購入希望価格が最低売却価格を下回っている応募者

なお、応募が1事業者の場合においても、上記2点に該当しなければ、本審査は成立するものとします。

事務局は、選定結果を速やかに全応募者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。

開発事業候補者に選定された後は、隣地所有者との協議の結果、提案内容の実現が困難となる場合を除き、原則として辞退することは認めません。やむを得ず辞退する場合は、その辞退により生じる損害等については開発事業候補者が責任を負うこととします。

(2) 開発事業候補者に選定されなかった応募者に対する理由の説明

ア 上記(1)の審査結果の通知を受けた応募者は、通知を受けた翌日から起算して7日（ただし、土・日曜日、祝日を除きます。）以内に、当該応募者が開発事業候補者に選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

※電話連絡の上、持参してご来庁ください（郵送・ファックス等は不可）。

ウ 提出及び問合せ先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた応募者に対して書面により行います。

5. 開発事業者の決定

開発事業候補者は、選定後速やかに隣地所有者へ定期借地契約の申込を行ってください。隣地所有者への連絡先は、選定後事務局よりお知らせしますので、詳細な手続きは隣地所

有者へご確認ください。

隣地所有者において定期借地契約の締結可否について審査がありますので、審査結果が「可」の場合に開発事業者として決定します。隣地所有者の審査結果が「不可」となった場合は、次点提案者を開発事業候補者とし、同様の申込手続きを行っていただきます。

6. 審査結果の公表

全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、本市公式ウェブサイトにおいて公表します。

7. 選定委員等への接触の禁止

応募者、応募グループの代表法人並びに構成員等が、開発事業候補者の選定までに、自己の提案が審査において有利な扱いを受けようとすることを目的として、評価委員または本市職員に対し接触を行った場合は、失格とします。

また、募集要項公表から開発事業者決定までは、提案内容、審査内容等に関する問い合わせには応じません。

第五章 売買契約の締結

開発事業候補者の決定後、事務局より契約手続等について説明します。

なお、本事業においては、隣地所有者との定期借地契約の締結が必要となるため、当該定期借地契約に係る協議と並行して、売買契約の締結に向けた手続を行うものとします。契約日等については、当該協議の進捗状況を踏まえて調整するものとします。

1. 契約価額

開発事業者として決定した者が、本募集の際に提示した購入希望価格を売買契約における売買代金とします。

提案提出から売買契約までの間に生じた物価変動等による損失は、開発事業者で負担してください。

2. 定期借地契約

開発事業候補者は、選定後速やかに隣地所有者と定期借地契約に関する協議を開始し、誠意をもって契約締結に向けた調整を行うものとします。本市は、必要に応じて当該協議が円滑に進むよう情報提供等を行います。

3. 売買契約締結期限

契約締結期限は、令和9年3月31日とします。

ただし、隣地所有者との定期借地契約に係る協議の状況その他やむを得ない事情により、当該期限までに売買契約の締結に至らない場合においては、本市と開発事業候補者との協議により、必要な対応を決定するものとします。

また、隣地所有者との協議の結果、提案内容の実現が困難となる場合もしくは審査結果が不可の場合は開発事業者に決定されず、名古屋市と売買契約を締結できません

4. 売買代金の納付

売買代金の納付は、次の方法によります。

- (1) 売買契約の締結と同時に売買代金の1割相当額（円未満切り上げ）の契約保証金を納付してください。
- (2) 売買代金は、本市が発行する納付通知書の発行日から20日以内に、本市が指定する方法により支払うものとする。売買契約の締結時期は、隣地所有者との定期借地契約に係る協議状況を踏まえて調整されるものとします。

5. 契約保証金

契約保証金の取扱いは次のとおりです。

- (1) 契約保証金は、売買代金が納付された場合には売買金額の一部に充当し、売買代金が上記4.(2)の期限までに納付されなかった場合には本市に帰属します。
- (2) 契約保証金は、申し出により売買代金の一部に充てることができます。
- (3) 契約保証金には、利子を付けません。

6. 売買契約書

参考様式1のとおりとします。

※民法の改正等により、一部文言が変更となる場合があります。

7. 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、開発事業者の負担とします。

8. 応募者及びグループ構成員の変更

開発事業候補者の決定から売買契約締結までの間、応募者及びグループ構成員の変更は認めないものとします。

9. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

第六章 事業実施に関する事項

1. 所有権移転

売買代金の全額が納付されると同時に売払物件の所有権が移転します。

2. 引渡し

(1) 所有権の移転と同時に現状有姿で引渡しをします。

(2) 引渡し後、開発事業者は、事業対象地の種類、品質又は数量に関して売買契約の内容に適合しない箇所（地下埋設物、土壌汚染を含む。）があることが発見された場合であっても、本市に対して、事業対象地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、購入代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。

3. 土地の所有権移転登記

(1) 売買代金の全額納付後、本市において土地の所有権移転登記の手続きを行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、開発事業者の負担となります。

(2) 開発事業者には、登記に必要な下記の書類を提出していただきます。

① 法人登記簿謄本（1通）

② 登録免許税の納付領収証書

納付していただく登録免許税は、税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納付してください。

(3) 申込後、所有権移転登記をする前に登記の記載事項を変更されたときは、ただちにご連絡ください。

4. 建物の登記

建物は未登記建物です。建物表題登記をする場合には建物測量図（建物図面、各階平面図）が必要になります。建物測量図については、開発事業者の負担により作成していただくことになります。建物表題登記及び建物に関する所有権保存登記の手続き及び一切の費用は、開発事業者の負担となります。

5. 施設の工事着手

開発事業者は、提案内容に応じて既存建築物の活用又は解体を行うとともに、越境状態への対応を適切に実施した上で、速やかに建築工事に着手するものとします。

建築工事に着手した時は、速やかに工事着手届（参考様式 2）を本市に提出してください。

6. 施設の工事完了

建築物の工事を完了した時は、速やかに工事完了届（参考様式 3）を本市に提出してください。

7. 計画の変更

開発事業者が、事務局に提出した事業計画の変更を行う場合、書面による協議を行い、本市の承認を受けてください。

8. その他

本要項に定めのない事項については、開発事業者決定後、本市と協議したうえで定めるものとします。